

特定非営利活動法人大分県美術写真振興協会定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人大分県美術写真振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を大分市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は一般市民に対し写真に関する事業を行い、芸術の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2)情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動事業
 - 1 会員の美術写真作品制作技術の向上と美意識の啓発
 - 2 写真塾事業
 - 3 写真コンテスト事業
 - 4 写真作品仕上げ事業
 - 5 撮影会、撮影旅行主宰事業

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員この事業の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員この事業の賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は理事会において別に定める入会金及び、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第四章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く

- (1)理事 3 人以上 5 人以下
- (2)監事 1 人

2 理事のうち 1 人を理事長、1 人を副理事長、1 人を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長及び専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務遂行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。

(1)心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、会計その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任命する。

第五章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び、臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びに変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- (2)正会員総数 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定によって請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に力加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第六章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会はこの定款の定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に附議すべき事項
- (2)総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3)入会金及び会費の額
- (4)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)
- (5)事務局の組織及び運営
- (6)その他運営に関する事項
- (7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めるとき。
- (2)理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第 15 条 第 5 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に力付けることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立ないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条(削除)

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業の報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の処置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該非営利活動に係る事業の種類。

(4)主たる事務所およびその他の事務所の所在地(所轄官庁の変更を伴うものに限る)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の議決

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続きの開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分 3 以上の承認を得なければならない

い。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続きの開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報上に記載して行う。ただし、貸借対象表の公告は「おおいたNPO情報バンクおんぼ」に掲載して行う。

第十章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 池永良彦

副理事長 池田保彦

専務理事 高倉大東男

理事 由布洋一

理事 佐藤幸子

監事 宇都宮福三郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成21年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員入会金 10,000円

正会員会費 12,000円

(2)賛助会委員入会金 10,000 円

賛助会員会費 無料

附則

この定款は、平成 30 年 8 月 16 日から施行する。

ただし、第 53 条の貸借対照表の公告については、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、令和 4 年 11 月 12 日から施行する。